

# 資 料



# 令和3年9月定例会日程

36日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 6	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	火	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
8	水			一般質問通告締切 12:00
9	木	本会議	代 表 質 問	
10	金			
11	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
12	日			
13	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
14	火		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	水		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
16	木	休 会	常 任 委 員 会	
17	金			
18	土		( 閉 庁 日 )	
19	日			
20	月			( 閉 庁 日 ) 敬老の日
21	火		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
22	水		特 別 委 員 会	議会運営委員会

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 23	木	休 会	( 閉 庁 日 ) 秋分の日	
24	金		( 議 事 整 理 )	
25	土		( 閉 庁 日 )	
26	日			
27	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	火	休 会	( 議 案 調 査 )	
29	水			
30	木	本会議	議案に対する質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	金	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
2	土		( 閉 庁 日 )	
3	日			
4	月			決 算 特 別 委 員 会
5	火		( 議 事 整 理 )	
6	水			
7	木		決 算 特 別 委 員 会	
8	金		( 議 事 整 理 )	
9	土		( 閉 庁 日 )	
10	日			
11	月		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 事業契約の締結について
- 議案第12号 財産の取得について
- 議案第13号 財産の処分について
- 議案第14号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第15号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第16号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第17号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第24号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第25号 公害審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1187

令和3年9月15日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第26号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）

（文書取扱 財政課）

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第27号 令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第29号 令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第30号 令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第31号 令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 1 9 8

令和3年10月11日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第32号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）

（文書取扱 財政課）



令和3年9月定例会

## 代表質問時間割

9月9日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	日高 博之	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	右松 隆央	13:00~15:00	

9月10日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:20	休憩
4	公明党	河野 哲也	13:00~14:10	

## 一般質問時間割

### 9月13日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00～11:00	
2	自由民主党	武田 浩一	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	山下 寿	13:00～14:00	
4	自由民主党	脇谷のりこ	14:00～15:00	

### 9月14日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひむか	図師 博規	10:00～11:00	
6	自由民主党	窪 蘭 辰也	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	二見 康之	13:00～14:00	
8	公 明 党	重松幸次郎	14:00～15:00	

### 9月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	日本共産党	来住 一人	10:00～11:00	
10	自由民主党	日高 利夫	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	外山 衛	13:00～14:00	
12	県民連合宮崎	太田 清海	14:00～15:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）	可決	可決	可決	可決	
第2号	令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第3号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第4号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第10号	工事請負契約の締結について	可決				
第11号	事業契約の締結について	可決				
第12号	財産の取得について					可決
第13号	財産の処分について	可決				
第14号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について					可決
第26号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	可決	可決	可決		

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	委員会審査結果
第27号	令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認 定
第28号	令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第29号	令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第30号	令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認 定
第31号	令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

令和3年9月定例会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第32号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）	可決				

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表





議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)	9月27日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	事業契約の締結について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	財産の処分について	〃
〃 第14号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第15号	公安委員会委員の任命の同意について	9月15日・同 意
〃 第16号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第17号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第25号	公害審査会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	9月27日・可 決
〃 第27号	令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月11日・認 定
〃 第28号	令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月11日・可決及び 認定
〃 第29号	令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第30号	令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月11日・認 定
〃 第31号	令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
〃 第32号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）	10月11日・可 決
議員発議案 第1号	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書	9月27日・可 決
〃 第2号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	〃
〃 第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第4号	大雨等による災害対策充実強化についての意見書	〃
〃 第5号	気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	9月30日・可 決

議 員 發 議 案 等



## 議員発議案第1号

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大に伴い、現在27都道府県で緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が適用されている。

本県においても8月11日に3回目となる県独自の緊急事態宣言の発令や同月27日の国のまん延防止等重点措置の適用により、更なる感染拡大防止対策等に取り組んできたところである。この結果、新規感染者数は減少傾向にあるものの、第5波の新規感染者の爆発的増加により入院患者数は過去最高の水準となり、医療提供体制に対する負荷が非常に高い状況が続いている。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大や度重なる緊急事態宣言は、地域経済を更に疲弊させるとともに、子どもたちの学習機会の確保への影響などが懸念される。

このような状況において国民の生命と生活を守るためには、今後も徹底した感染拡大防止対策を継続しつつ、国と地方自治体がしっかりと連携し、地域の実情に応じたきめ細かな対策等を講じていく必要がある。

よって、国においては、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 医療提供体制が脆弱な地域にあっても新型コロナウイルス感染症に係る医療と一般の医療とが両立できるよう医療提供体制を強化するとともに、感染した方が安心して療養できる環境を速やかに整えられるよう、国において必要な方針等を早急に示すとともに、各自治体が柔軟かつ機動的に取り組めるよう権限及び財源について特段の配慮を行うこと。
- 2 地域経済の回復・再生に各自治体が地域の実情に応じて積極的に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しなど、必要となる財源について積極的に措置するとともに、基金への積立てを認めるなど当該交付金に係る運用の弾力化・柔軟化を図ること。
- 3 疲弊している地域の産業及びそれに携わる人達が将来に希望を持てるよう、大型補正予算の編成をはじめ、大胆かつ包括的な経済・雇用対策を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	大山島昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経産大臣	梶山弘志殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

## 議員発議案第2号

### 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「特土法」という。）が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、13回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和3年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を理解の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿

## 議員発議案第3号

### 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられるが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題等、解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられて久しく、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配の増員や少数職種の配置増等、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

## 議員発議案第4号

### 大雨等による災害対策充実強化についての意見書

地球環境の変化の影響で、近年は、過去に経験していない現象が発生している。

本年も、特に7月以降、各地で記録的な豪雨が頻発し、静岡県熱海市伊豆山地区では、大規模な土石流が引き起こされ、多くの住宅等がのみ込まれ、多数の死傷者が出る等、甚大な被害が発生した。また、幅広い地域で、土砂崩れや河川の氾濫が引き起こされ、人的被害とともに、住宅被害等が発生した。

発生した災害への復旧・復興に全力を傾注するとともに、今後も予測される大雨や台風をはじめ、大規模な地震や津波、火山噴火等のあらゆる災害に対する万全の備えも含め、災害から国民の生命と財産を守るべく、災害対策の充実強化を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 今後起こりうる災害に備え、高齢者等災害弱者も含めた避難等を確実にする個別避難計画づくり等、地域の防災力を高めるため、国等による支援を強化すること。
- 2 コロナ禍においても、様々な災害に襲われる可能性にさらされており、感染症拡大阻止と両立する災害時の避難所の在り方等に関する政策の確立に努めること。
- 3 強力な防災・災害・危機管理体制の創設を行い、災害に強い国土づくりに向け、流域治水の推進、河川・海岸整備等の国の直轄事業を推進するとともに、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、改良復旧を積極的に実施すること。また、地方自治体の行う防災・減災事業が着実に実施されるよう必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
国 土 強 靱 化 担 当 内閣府特命担当大臣 (防災)	棚 橋 泰 文 殿



## 議員発議案第5号

### 気候変動、災害、新型コロナウイルス感染症拡大下における持続可能な営農支援を求める意見書

農林水産業は自然の恵みを享受して営まれており、自然条件に大きく左右されるが、近年、気候変動・地球温暖化の影響を背景に、農作物の品質低下や豪雨による農作物の被害がみられ、その被害はこれまで培われてきた農家の想定をはるかに超えるものもあり、営農意欲に影響を与えるほか、農作物の価格高騰等により消費者への食料供給にも影響を及ぼしている。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響の中で、あらためて食料安全保障の重要性が明確になった。さらに、さまざまな農林水産物が国内での消費の機会を失い、価格低下や新たな生産を阻害する要因にもなった。

こうした現下の環境を真摯に受け止め、持続可能な農林水産業経営を目指すため、国において、下記の点について十分に配慮し、施策を進めるよう強く要望する。

#### 記

- 1 収入保険・農業共済について、農業者への理解増進を丁寧に行い、加入促進を図ること。
- 2 農業者等が災害により直接受けた被害に対し、可能な限り早急に復旧することはもとより、災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めること。また、機材の整備支援等、農業経営の再建に資する支援策を拡充すること。
- 3 気候変動に伴う営農環境の変化に対応するため、作物の生産適地の変化について試験研究機関等と連携し、地域の特性に合った作物の研究や、その生産拡大と加工・流通体制の見直しを検討する等、将来予見性を高めた営農の継続及び安定に取り組むこと。
- 4 コロナ禍であっても安心して農林水産業経営が行われるよう、国内での消費拡大の支援の推進等の施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿

## 議員発議案第6号

### 決算特別委員会の設置について

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会  |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査<br>・ 議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」<br>・ 議案第28号「令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」<br>・ 議案第29号「令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」<br>・ 議案第30号「令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」<br>・ 議案第31号「令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。  |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員   |

# 請 願 一 覽 表



委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	-	1	1	
厚 生	-	-	-	
商 工 建 設	-	1	1	
環 境 農 林 水 産	-	-	-	
文 教 警 察 企 業	-	1	1	
計	-	3	3	

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨)          青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由)          「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		



という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨          国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由          最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員	窪  蘭  辰也	佐藤  雅洋	函師  博規	有岡  浩一
------	----------	--------	--------	--------



# 議 事 經 過





月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月6日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（星原 透議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可（渡辺 創議員） 議案第1号～第25号上程 知事提案理由説明
9月7日	火	休 会	(議案調査)
9月8日	水		
9月9日	木	本 会 議	議席の一部変更 代表質問（宮崎県議会自由民主党・日高博之議員、 宮崎県議会自由民主党・右松隆央議員）
9月10日	金		代表質問（県民連合宮崎・岩切達哉議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月11日	土	休 会	(閉庁日)
9月12日	日		
9月13日	月	本 会 議	一般質問（田口雄二議員、武田浩一議員、山下 寿議員、 脇谷のりこ議員）
9月14日	火		一般質問（函師博規議員、窪菌辰也議員、二見康之議員、 重松幸次郎議員）
9月15日	水		議案第26号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（来住一人議員、日高利夫議員、外山 衛議員、 太田清海議員） 採決（議案第15号～第25号）（同意） 議案委員会付託
9月16日	木	休 会	常任委員会
9月17日	金		
9月18日	土		(閉庁日)
9月19日	日		
9月20日	月		(閉庁日) 敬老の日
9月21日	火		常任委員会
9月22日	水		特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月23日	木	休 会	(閉庁日) 秋分の日
9月24日	金		(議事整理)
9月25日	土		(閉庁日)
9月26日	日		
9月27日	月	本 会 議	議員の辞職許可 (協谷のりこ議員) 議長の報告 (環境農林水産常任委員会副委員長互選結果) 常任委員長審査結果報告 討論 (議案第1号に反対) (来住一人議員) 討論 (議案第11号に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第1号、第11号) (可決) 採決 (議案第2号～第10号、第12号～第14号、第26号) (可決または承認) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程、採決 (可決) 議案第27号～第31号上程 知事提案理由説明
9月28日	火	休 会	(議案調査)
9月29日	水		
9月30日	木	本 会 議	議員の辞職許可 (内田理佐議員) 知事発言 決算議案に対する質疑 (前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決 (可決) 議案第27号～第31号決算特別委員会付託 議長の報告 (決算特別委員会正副委員長互選結果) 決算特別委員会
10月1日	金	休 会	決算特別委員会
10月2日	土		(閉庁日)
10月3日	日		
10月4日	月		決算特別委員会
10月5日	火		(議事整理)
10月6日	水		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月7日	木	休 会	決算特別委員会
10月8日	金		(議事整理)
10月9日	土		(閉庁日)
10月10日	日		
10月11日	月	本 会 議	議席の一部変更 議長の報告（地域振興対策特別委員会委員長互選結果、都市計画審議会委員選任） 議案第32号追加上程 知事提案理由説明 議案第32号委員会付託
		休 憩	常任委員会 (議事整理)
		本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第27号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第27号）（認定） 採決（議案第28号～第31号）（可決及び認定、または認定） 総務政策常任委員長審査結果報告 議案第32号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長      濱 砂      守

宮 崎 県 議 会 議 員      星 原      透

宮 崎 県 議 会 議 員      太 田 清 海



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員